

【資料4】

滋賀県原子力安全対策連絡協議会
令和8年（2026年）2月9日

原子力防災対策について

滋賀県防災危機管理局原子力防災室

1. 県内バス台数および運転手数の最新データ共有について

提 案

県内バス台数および運転手数の最新データの共有

懸念事項

UPZ外での実効性ある避難計画の検討にあたり、以下の点が懸念されるため

- ・県内バス台数が減少傾向との情報 (R2年度：442台※1)
- ・県内でバスが不足する場合への対応
- ・バスの運転手不足

県の対応

県内の貸切バス台数の最新データを毎年度、地域防災計画資料編に掲載する

- ・県内の貸切バス台数：428台 (R7.4.1時点)
- ・避難バスの県内確保困難時は、関西広域連合に要請※2
- ・上記で対応できない場合は、国が関係団体等に協力を要請し確保
- ・バス運転手等の被ばく懸念への対応として、研修※3を毎年度実施

※1 美浜地域の緊急時対応（令和3年1月5日）

※2 原子力災害に係る広域避難ガイドライン（令和6年3月改訂）

※3 防災業務関係者研修

2. 放射性物質拡散シミュレーションの再実施について

提 案 放射性物質拡散シミュレーションの再実施

懸念事項 現在の避難計画等で参考としている放射性物質拡散シミュレーションについて、以下の点が懸念されるため

- ・現行データは10年以上前のものであり、古い
- ・近年の気候変動により風向き等の変化がある
- ・避難経路等の策定には最新のシミュレーションデータが必要

県の対応 シミュレーションの再実施は、以下の理由から行わない

- ・H23年度のシミュレーションはUPZの設定に活用したものであり、役割を果たした
- ・風速が強まる場合は、放射性物質の到達時間が短くなるが、拡散により濃度は低下し、ばく露時間も減少する
- ・リアルタイムの気象情報およびモニタリングデータ等を用いて避難経路等を策定する

3. UPZ外における原子力防災対策について

提案案 UPZ外の原子力防災対策について国、県、市町の対応と責務の明示

懸念事項 原子力災害に係る滋賀県広域避難計画において、以下の点が懸念されるため

- ・「UPZ外はUPZ内に準じる」※1との記載では曖昧
- ・国・県・UPZ内外市町の役割分担が不明確
- ・大規模災害時に滋賀県単独対応は困難

県の対応 UPZ外においても広域避難計画に沿って対応する

- ・例：市は避難中継所設置を県に要請し、県は候補場所を検討する
市は避難バスの確保を県に要請し、県は滋賀県バス協会と調整する
- ・関西広域連合および全国知事会を通し、UPZ外における防護対策に係る財源措置や人的支援を行うよう、国に要望済み
- ・UPZ外市町が実施する原子力防災対策に係る支援を実施

※1 原子力災害に係る滋賀県広域避難計画

第10章 UPZ外の地域への対応

UPZ外の地域において広域避難や屋内退避等の防護措置の実施が必要となった場合、県は、当該地域を含む市町と連携の上、市町の地域防災計画等と整合を図りながらこの計画に準じて必要な対策を講じることとする。